公印省略

８高ケ推第４６号
令和８年４月６日

在宅医療関係事業所　各位

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

令和８年度福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業を実施しております。

この度、令和８年度における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業を開始いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、在宅医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑なサービスを提供するため、当該事業を御活用くださいますようお願いいたします。

記

１　「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について

在宅医療・在宅介護サービスを円滑で継続的に提供していくため、在宅医療・在宅介護に従事する方やその管理者からの相談に、ハラスメント対応に詳しい相談員が応対します。

対象となる事業所等の詳細は「別添１．相談窓口チラシ」を御確認ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」 ☎0120－111－309

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで「怖いな」「困ったな」と思った時、まずはご相談下さい。

・平日9:00～19:00（12/29～1/3除く）

・相談はすべて無料です。また、必要に応じて無料の法律相談も可能です。

・匿名での相談も可能です。

・右の二次元コードもしくは URL からも相談できます。 URL：https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/

２　令和８年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金について

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等の一部を補助します。

（１）補助対象事業所

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく指定を受けている訪問看護事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

（２）補助要件

「別添２．概要チラシ」を御確認ください。

（３）交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、県ホームページ（「４　県ホームページについて」参照）に掲載しております。詳しい申請方法や留意事項は、「別添２．概要チラシ」を御確認ください。

（４）申請受付期間

令和８年４月１日（水）～令和９年３月１０日（水）

※郵送又は持参により提出。

※申請した日よりも前に生じた経費については対象外。

３　令和８年度福岡県複数名訪問費用補助金について

複数名での訪問者による訪問介護等において、利用者等の同意を得ることが困難であり介護報酬の加算等が適用できない場合に、その一部を補助します。

（１）補助対象のサービス種類

公的医療保険を利用する訪問看護、精神科訪問看護又は訪問歯科衛生指導を行う事業所

（２）補助要件

「別添３．概要チラシ（診療報酬分）」を御確認ください。

（３）交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、県ホームページ（「４　県ホームページについて」参照）に掲載しております。

詳しい申請方法や留意事項は、「別添３．概要チラシ（診療報酬分）」を御確認ください。

（４）申請受付期間

令和８年４月１日（水）～令和９年３月１０日（水）

※郵送又は持参により提出。

※申請した日よりも前の訪問については対象外。

４　県ホームページについて

（１）「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の詳細について

URL：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html

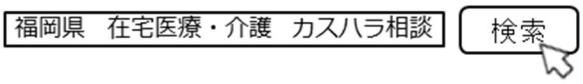

（２）補助金、その他取組の詳細について

上記補助金の詳細や様式の他、「対策マニュアル」や「利用者向けリーフレット」などを掲載していますので、必要に応じて御活用ください。

URL：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html

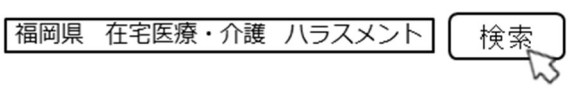

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課　在宅医療係
担当：塩田
電話：０９２－６４３－３２７５
e-mail：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp